

島 交 規 乙 第 2 4 5 号
平 成 3 0 年 4 月 1 6 日

関 係 所 属 長 殿

保存期間	5年
------	----

島 根 県 警 察 本 部 長

農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律の施行に伴う交通警察の
対応について（通達）

平成29年7月24日、農村地域工業等導入促進法の一部を改正する法律（平成29年法律第48号。以下「改正法」という。別添1）が施行され、改正法による改正前は農村地域工業等導入促進法（昭和46年法律第112号。以下「旧法」という。）であった題名が、改正法による改正により農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（以下「新法」という。）に改められるなどしたほか、平成30年1月19日、農林水産省において取りまとめた「農村地域への産業の導入に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。別添2）が施行された。

新法のうち、交通警察に関わる部分の概要及びそれに伴う交通警察の対応は下記のとおりであるので、事務処理上遺憾のないようにされたい。

記

1 概要

(1) 対象業種の拡大

旧法が制定された高度経済成長期においては、農業と工業の均衡ある発展を図る観点から、農村地域に導入する産業のうち、旧法の対象となる業種は、工業、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業及び卸売業（以下「工業等」という。）に限られていた。

しかし、今般、産業構造が変化する中で、引き続き、農村地域において就業の場を確保する必要性があること等を踏まえ、対象となる業種に係る限定が廃止された。

(2) 基本計画の策定（第4条関係）

旧法第4条第1項の規定に基づき、都道府県は、農村地域への工業等の導入に関する基本計画を定めることができ、当該計画に記載するよう努めるべき事項として同条第2項第6号に掲げるものには、「交通流の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害（交通公害を含む。）の防止に配慮すること等環境の保全に関する事項」が含まれていた。

新法においては、(1)の対象業種の拡大により、都道府県が当該計画に記載することのできる対象業種も拡大されたが、当該計画に記載するよう努めるべき事項として新法第4条第3項第4号に掲げるものには、引き続き、上記の事項が含まれており、ガイドライン第3の1(8)①(8ページ)においてこの点が記載されている。

(3) 実施計画の策定(第5条関係)

旧法第5条第1項の規定に基づき、都道府県又は市町村は、工業等を導入すべき地区の区域、導入すべき工業等の業種等を盛り込んだ、当該地区への工業等の導入に関する実施計画を定めることができ、都道府県又は市町村が当該計画を定め又は変更する場合において、導入すべき工業等の業種に道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業が含まれるときは、関係都道府県公安委員会に連絡してその意見を聴き、当該計画にトラックターミナルの整備に係る事項が含まれるときは、十分な時間的余裕をもって関係都道府県公安委員会と協議することとされていた。

新法においては、(1)の対象業種の拡大により、市町村が当該計画に記載することのできる対象業種も拡大されたが、市町村が当該計画を定め又は変更する場合において、道路貨物運送業、倉庫業、こん包業又は卸売業を導入対象業種とするときは、引き続き、関係都道府県公安委員会に連絡してその意見を聴くこととされ、ガイドライン第4の5①(17ページ)においてこの点が記載されている。

2 交通警察に求められる対応

(1) 市町村から1(3)に関する事前相談等を受けた際又は関連情報を入手した際は、交通規制課規制係に速報すること。

(2) 公安委員会への意見聴取については、当該計画の対象地区の道路状況、交通状況等を勘案して、次の事項に留意の上、交通流の増加に伴う道路における危険を防止し、その他交通の安全と円滑を図り、及び道路の交通に起因する障害を防止するため必要な意見を申し入れることとなることから、必要な情報を収集の上、交通規制課規制係へ報告すること。

ア 道路及び駐車場その他の産業の導入に伴い必要となる施設の整備は予定されているか。

イ 交通公害の防止のため、必要な措置は講じられる予定であるか。

別添 [略]